

平成十七年二月十五日受領  
答弁第一一六号

内閣衆質一六二第一六号

平成十七年二月十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員内山晃君提出所沢社会保険事務所で生じた基礎年金の繰り下げ請求書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員内山晃君提出所沢社会保険事務所が生じた基礎年金の繰り下げ請求書に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の事案のほかに、社会保険事務所（地方社会保険事務局事務所を含む。以下同じ。）において年金相談を始めとする窓口業務を担当する非常勤職員（以下「社会保険相談員」という。）が誤った教示を行った事案があるか否か及び社会保険事務所の相談窓口において社会保険労務士がどの程度配置されているかについては、社会保険庁本庁において調査しておらず、お答えできない。

また、お尋ねの改善策については、所沢社会保険事務所において、社会保険相談員の研修内容を充実し、その資質の向上を図るとともに、正規職員が社会保険相談員を支援する体制を整備したところであり、社会保険庁においては、平成十六年十一月二十六日に取りまとめた「緊急対応プログラム」に基づき、年金相談業務における社会保険労務士等の活用方策を検討するなど、年金相談体制の充実を図ることとしている。